第5. 労働災害に伴う相談と休業補償給付立替貸付の事業

あいりん地区の日雇労働者は、大企業の下請、孫請等の重層請負の現場に 就労することが多く、建設業を主に、運輸、製造業などの肉体的労働に従事 している。そこでは、労働環境の悪さ、危険度の高い作業内容等の関係から、 労働災害の発生が多い。

日雇労働者が、作業中に不慮の事故にあい、療養のため休業を要する場合 には、その日から賃金収入が途絶え、日頃の貯えがない限り、たちまち生活 に困るのが現状である。

当センターでは、労働災害を受けた労働者のニーズに応え、手続上、処理上に関する相談と一時立替に関する相談、即ち休業期間中の生活安定を図り、療養に専念させるため、休業補償給付が労働基準監督署から支給されるまでの間、立替貸付業務を行なっている。

立替貸付業務が増加し制度の啓発が進んでくるなかで大阪府の援助と大阪 労働基準局、労働基準監督署の協力を得て、「休業補償給付の受任者払い」 の承認がされ、センターにおける労災事務体制の改善によって、昭和53年 度までに6,525人の労働災害で困っている労働者に対して立替貸付を行なってきた。

1. 労働災害に関する相談

労働災害に関する相談は、表-1のとおり、30,815件にのぼり、これらの相談は大別して、

- ◎労災保険法などに関する手続上、処理上の相談。
- ◎一時立替に関する相談。

に区分される。

手続上の相談は、一般に労災保険法があまり知られていないことから生じる問題で、例えば、災害を受けた時にどのような手続をとれば、病院に行けるのか、あるいは休業補償を受けられるのか、等である。

これらについては、法に基づく手続を、関係様式を交付して説明し、必要 の都度、事業所に連絡、又は依頼し、処理している。

相談を受けて処理上、困難な例として、

- ◎初めての就労現場で負傷し、事業所名や現場への道順を記憶していない。
- ◎負傷時はたいしたことは無いと自己判断して負傷事実を報告していなかったが、一向に治らず困っている。
- ◎一人で作業をしていて負傷し、現認者が居無い。

等である。

又、事業所による処理の不備に起因する問題の相談例として、

- ◎労災手続をとってくれない。
- ◎事業所から示談にしてくれるよう云われているが正規の手続をとって欲しい。
- ◎労災手続をとらず飯場で療養するように云われた。その後正規の療養を 申し立てているがやってくれない。
- ◎一担示談にしたが、休業が長びき生活に困っている。
- ◎休業補償の事業主負担分(待機期間)3日分を支払ってくれない。 等である。

一方、事業所からも労災手続に関しての諸々の相談、又、正規の労災手続をとると云っているのに聞かず、示談で法外な金を労働者より半ば脅迫的に 請求され困っていると云う相談もあった。

これらは、労基法や、労災保険法に基づいて事業所との折衝で処理しているが、双方の言い分が異なり、困難なときは、元請の事業所や労働基準監督 署に解決を依頼している。

2. 休業補償給付の立替貸付

社会通念上からいえば、災害発生事業主が休業補償給付の立替を行なえばよいのであるが、現実に行なうところは少ない。

そこで当センターでは、本人より労災に関する生活相談があれば、その都 度雇主や事業所へ立替についての協力依頼を呼びかける。その中で趣旨を理 解し、立替をしてくれる事業所もあるが、そうでないところも多いというの が実情である。

- ◎一日だけ雇ったのに、そこまで面倒をみきれないし義務もない。
- ◎下請にまかせてある。
- ◎余裕がないなど色々な理由をつけてくるのである。

このようなことから、当センターでは所定の手続や経過を経たのち、現実 に困っている労働者に休業補償給付の範囲内で立替給付を行なっている。

昭和53年度の新規立替貸付人員は583名であり、前年度からの継続分をいれた立替貸付実人員は833名である。その立替延日数は73,910日で総立替貸付額は3億7千万余円である。

立替を行なっている 833 名の生活相談や労災に関する諸種の手続や処理は表に示すとおりである。(表-1.表-2)

立替貸付は日々を原則とし、休業確認後行なっている。

こうした中で様々な相談が労働者よりもちこまれている。例えば、部屋代、 衣服代、私病の治療代、金を落とした、郷里に帰る金の工面、等々の理由で 労働基準監督署からの支給がない時点での先貸し申込みが代表的なものであ る。又、なかには休業補償の額の不満、遅延に対する不平から事業主、病院 等に対する苦情まで持ち込まれている。

センターとしても、立替貸付日額の改善について検討中である。

立替貸付事業で重要なことは、健全な債権管理であり、月末、月初にかけて、立替貸付者すべての代理請求を行なう。

これにより、労働基準監督署からの支払い振込を受けたのち、個々の労働者について差額精算を行なう。

立替貸付金の回収を図る過程において、何らかの理由によって遅れる場合が多々ある。その主な原因は、事業所での貸金台帳未作成、請求書の証明遅延や放置、紛失等が理由となっている。

もちろん、センターでは早く請求を出すよう事業主に再三依頼するが、 なかなか協力を得られないというのが実情である。そしてこのことが労働者 への差額精算や、債権管理上にも支障となっている場合が多いのである。

3. 債権管理

債権管理は貸付事業を円滑に行なっていくことの前提であり、効率よい資金の運用によって貸付事業の正常な運営がはかられる。

個人別なよび全体の債権の増減、回収状況等は、正常に運営するうえでの 鍵となるため、事前の周到な資金計画も重要である。

53年度の貸付状況は表-3のとおりである。

53年度未債権残高の2千8百万余円は新年度になってから順調に回収されつつある。

しかしながら、一部の心ない人によって行なわれる不正受給が極めて少ないが生じていることは残念である。

これは通院確認書の不正記入等により生じるものであるが、事後必要な調査や関係機関の協力等により回収に努めている。

4. 立替貸付労働者の実態

新しく相談に来所した労働者から詳しく事情を聞き、立替貸付を認定するわけであるが、これらの相談記録から583人の労災を適用されている労働者年令層分布状況、世帯状況、部屋代は図-1.2のとおりである。

災害を受けた労働者の就労先の分類(図-3)はここでも建設土木関係が92.0%と大多数で職種別では土木が362人で62%と大半を占め、以下鳶、大工、鉄筋工と続いている。

負傷現場の地域的分布は大阪市内 2 9.5%、府下 2 8.6%で大阪府が 5 8.1%、近畿 2 府 4 県で 8 7.1%を占めている。その他北は新潟県、南は沖縄県とかなり広範囲に及んでいる。休業補償の支払を受けた労基署別分布は図 - 5のとおりであるが、大阪労働基準局管内では 5 9.5%、近畿で 8 7.1%を占めている。負傷時刻も図 - 4の通りで、負傷部位については手、足が 3 0%強で、次いで腰部、頭部の順である。傷病名は手、足部等の骨折が 4 1.0%で最も多く、次いで挫傷、打撲捻挫、切創の順位である。

賃金は最高日額が15,000円で、最低は4,000円であり、平均7,201円となっている。又、休業補償給付日額では最高10.628円、最低2,738円で平均4.428円である。休業補償給付の支給額は従来の給付基礎日額の60%に加えて、49年11月から20%が特別支給金として支給されることとなった。

月当りの平均支給額は132,840円である。労働災害にあった回数は平均1.4回となっている。(表-4)

以上、583人の53年度中の新規立替貸付者の実態はこの地区の日雇労働者の平均的現状がかなり正確に反映されているものと考えられる。

次に、53年度中に治ゆ、症状固定、中止等で休業が終り、貸付を打切った587人についてみると、手、足の骨折した打切労働者は全体の約34%を占め、1人当りの休業補償給付立替期間は平均3ヶ月から5ヶ月である。

頭部、腰部を負傷した打切労働者は全体の約16%であるが、立替期間が 平均5ヶ月から11ヶ月と長い。

また、52年度の1人当りの休業補償給付立替期間平均6ヶ月に比較すると、53年度の1人当りの休業補償給付立替期間は4ヶ月半に短縮された。

(表-5)

表-1 昭和53年度 労災休業補償給付立替貸付関係相談

項目		労 災 一 般 相 談		立替貸付相談	労基署 連絡	その他	計	
月	H	新 規	再 来	差額生活相談	事業所	. 0 15	a.	
4	月	198	3 6 6	9 2 1	3 9 5	1 6 9	2,049	
5	月	2 3 1	4 4 6	1,1 4 6	4 8 6	2 3 5	2,5 4 4	
6	月	2 2 0	4 5 9	1,076	4 8 1	2 5 9	2,4 9 5	
7	月	2 5 8	5 6 5	1,0 6 2	5 0 9	273	2,667	
8	月	2 1 5	4 9 6	1,1 5 3	4 9 0	2 2 5	2,579	
9	月	190	4 4 9	9 6 6	4 5 2	2 2 0	2,277	
10	月	271	4 6 4	1,002	5 7 9	2 9 5	2,611	
11	月	2 8 1	5 1 7	1,000	5 1 0	2 8 0	2,588	
12	月	2 6 1	5 0 0	1,0 5 0	5 3 9	3 1 3	2,663	
1	月	2 5 5	4 5 7	888	4 3 8	2 9 8	2,3 3 6	
2	月	270	5 3 1	1,040	5 4 7	378	2,7 6 6	
3	月	3 0 4	6 2 7	1,188	6 8 4	4 3 7	3,240	
î	†	2,9 5 4	5,877	1 2,4 9 2	6,110	3,3 8 2	3 0,8 1 5	

	項	新規貸付	貸付打切	貸 付	貸 付
月	B	人員	人 員	実 人 員	延 日 数
繰	越	250			
4	月	4 1	5 6	291	6,638
5	月	5 2	4 7	287	6,643
6	月	3 9	5 4	279	6,423
7	月	5 8	5 2	283	6,432
8	月	5 3	6 7	2 8 4	6,240
9	月	5 1	5 7	2 6 8	5,8 4 9
10	月	4 4	5 7	2 5 5	5,8 1 5
11	月	5 0	5 3	2 4 8	5,2 2 2
12	月	5 1	2 6	2 4 6	5,883
1	月	4 1	3 1	2 6 1	6,259
2	月	4 0	4 0	2 7 0	5,855
3	月	6 3	4 7	293	6,651
i	†	583	5 8 7	8 3 3	7 3,9 1 0

労災補償給付代理請求事務処理状況

月	項目	7 号	8 号	10 号	計
4	月	1 0	2 7 6	4	2 9 0
5	月	9	289	5	3 0 3
6	月	9	273	6	288
7	月	5	295	7	3 0 7
8	月	8	2 5 7	6	271
9	月	9	2 6 7	4	2 8 0
10	月	5	2 6 9	3	277
11	月	6	2 5 9	3	2 6 8
12	月	1 4	2 0 1	5	2 2 0
1	月	7	2 6 5	1	273
2	月	1 5	2 5 6	3	274
3	月	9	263	2	274
1	it -	1 0 6	3,170	4 9	3,3 2 5

7 号 - 療養 8 号 - 休業 10 号 - 障害

労災休業補償給付立替貸付状況(金額)

/	項目	昭和	53 年 度	昭 和	52 年 度
月	B	件 数	立替貸付額(円)	件 数	立替貸付額(円)
4	月	3,868	2 8,7 8 7,5 2 5	3,8 2 1	2 6,0 9 9,8 0 0
5	月	3,976	3 2,4 4 8,0 5 8	3,7 6 8	2 8,9 0 9,8 1 7
6	月	4,081	3 0,9 0 6,5 1 0	4,0 6 1	3 0,4 7 7,9 2 1
7	月	3,967	3 2,6 2 2,8 3 2	3,8 1 7	2 8,6 8 1,4 6 4
8	月	4,131	3 1, 2 3 6, 4 7 4	3,7 2 8	3 1,1 5 9,3 8 0
9	月	3,7 4 5	2 9, 6 1 2, 6 5 4	3,2 9 6	2 6,9 5 8,5 3 5
10	月	3,544	2 9, 2 3 7, 1 4 7	3,3 6 5	2 5,2 8 3,1 9 1
11	月	3,2 3 6	2 7, 2 7 7, 8 9 0	3,5 9 5	2 7, 0 1 3, 6 2 8
12	月	3,198	3 7, 8 1 4, 5 8 1	3,7 2 1	3 8,0 7 7,3 3 2
1	月	3,151	2 4,7 3 5,4 1 0	3,3 3 1	2 3,6 0 3,2 8 0
2	月	3,3 7 4	2 9,3 6 2,4 9 8	3,7 7 2	2 9, 0 9 5, 3 7 2
3	月	3,9 5 4	3 6,9 1 7, 2 4 5	4,3 2 5	3 5,6 4 9,2 9 6
i	H	4 4,2 2 5	3 7 0,9 5 8,8 2 4	4 4,6 0 0	3 5 1,0 0 9,0 1 6

年度	件 数	総立替貸付額(円)		労	災立替貸付料	犬況
昭和45年		5 1,0 4 7,2 9 3	11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.	2		
46年		9 6,7 2 6,2 6 0	21112 111 111			
47年		1 2 6,0 9 4,0 7 2	men or morn			
48年		174,192,531	Interested in	and and the	3	
49年		2 1 2,7 4 6,8 5 6			2	
50年	3 6,5 7 2	298,287,837	16%	3 5%	49%	
51年	3 8,2 6 0	2 9 8,0 7 8,0 5 4	2 0%	3 2 %	48%	
52年	44,600	3 5 1,0 0 9,0 1 6	2 3%	3 1%	4.6	%
53年	4 4,2 2 5	370,958,824	2 5%	3 4%		41%
			一時立替	差額精算	日々	一括

表-4

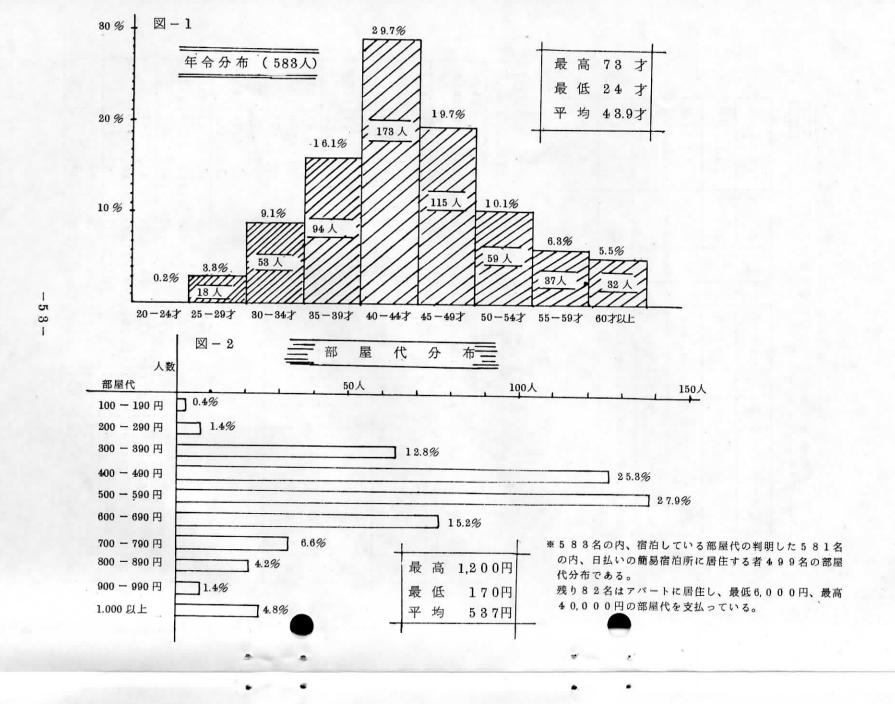
昭和53年度 労災新規工	上替貸付者状況	犬況
--------------	----------------	----

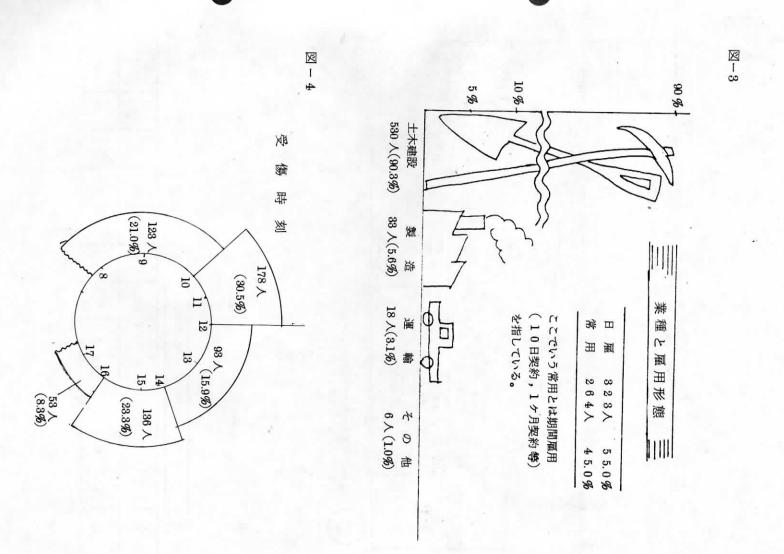
		
立替開始	件数	583 人
労 災 回 数(平均)	1.4 回
家族と同居してい	いる者	25人(4.0%)
単 身	者	558人(96%)
西成区に居住して	いる者	553人(94.8%)
そ の	他	30人(5.2%)

			3 0
賃	最	高	1 5,0 0 0 円
金日	最	低	4.000円
額	平	均	7,201円
休業	最	高	1 0,2 6 5円
美補償日	最	低	2,738円
額	平	- 均	4.428円

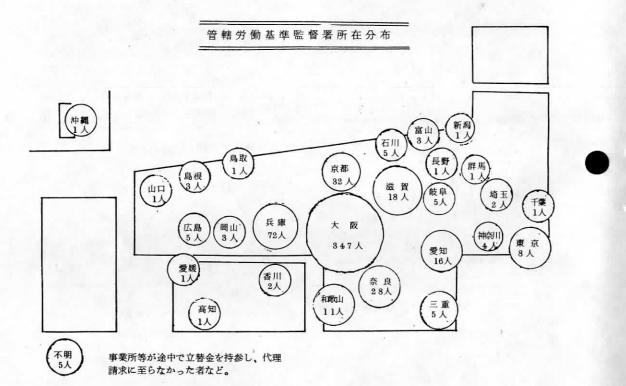
表-5 昭和53年度 立替打切者状況(負傷部位・傷病名・立替延:平均日数)

負機	易部位 傷病名	挫 傷	切創	骨折	打 撲	捻 挫	その他	計	百分比
		48	13	103	13	6	16	199	33.9%
手	立替延日数	2,785	1,014	11,424	842	533	1,552	18,150	23.1%
	立替平均日数	58	78	111	65	89	97	93	
	人	29	8	96	4 0	15	14	202	3 4.4 %
足	立替延日数	2,789	165	15,613	3,892	1,758	622	24,839	3 1.6%
	立替平均日数	97	21	163	98	118	4 5	123	
	人	16	2	4	9	4	1	3 6	6.2%
頭	立替延日数	3,204	941	931	4,7 5 1	1,666	151	11,644	14.8%
	立替平均日数	201	471	233	528	417	151	324	
	人	12	1	5	9	27	3	57	9.7%
腰	立替延日数	1,724	19	1,272	2,170	4,798	73	1 0,0 5 6	1 2.8%
	立替平均日数	144	19	255	242	178	25	177	
全		2		1	6	1	2	12	2.0%
	立替延日数	676		32	2,0 6 3	2,570	89	5,430	6.9%
身	立替平均日数	338		32	344	2,570	45	453	
そ		11	1	28	22	4	15	- 81	138%
Ø	立替延日数	412	90	2,746	2,1 2 3	668	2,4 6 1	8,500	1 0.8 %
他	立替平均日数	38	90	99	97	167	165	105	
	人	118	25	237	99	57	51	587	
計	立替延日数	11,590	2,229	3 2,0 1 8	15,841	11,993	4,948	78,619	
	立替平均日数	99	90	136	161	211	98	134	
百	Α.	2 0.1 %	4.2%	4 0.4 %	16.9%	9.7%	8.7%		
原此	立替延日数	14.7%	2.8%	4 0.7%	20.2%	1 5.3%	6.3 %		





-54-



大阪府内労働基準監督署

347人

労 書	甚 署	大 阪中 央	阿倍野	天王寺	天 満	大阪西	西野田	淀川	東大阪	岸和田	堺	古市	守口	泉大津	茨 木
٨.	数	2 5	4 7	3 1	2 5	3 1	1 6	3 1	2 3	1 0	2 7	1 7	2 5	6	3 3



センター窓口風景